水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・ 有害物質貯蔵指定施設の管理要領

株式会社〇〇 〇〇工場

○年○月○日 作成○年○月○日 改定

承認者	作成者

既に業務マニュアルや点検記録簿がある場合は、既存マニュアル・記録簿を水質 汚濁防止法に適合するように改定することで対応可能です(この場合、別途、水 質汚濁防止法専用のマニュアル・点検記録簿を作成する必要はありません)。

1 目的

本要領は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法並びに使用の方法に 関する点検の方法及び回数を定めることを目的とする。

2 使用の方法 ←

実態にあわせて、適宜、修正してください。

(1) 作業の方法

ア 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、 有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行う。

イ トリクロロエチレンを使用する作業は、工場1階北西部の指定された場所で行う。

(2) 施設の運転

- ア ○○施設の運転開始前及び運転終了後に、配管のバルブの開閉状況を確認する。
- イ 有害物質を含む原料を原料タンクに搬入する場合は、搬入量がタンクの残存容量を下回っていることを確認する。
- (3) 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置
 - ア 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるととも に、漏えいした有害物質を含む水を回収する。
 - イ 回収した有害物質を含む水は、再利用可能な場合は再利用し、再利用できない場合は産業廃棄物として適切に処理する。
 - ウ 漏えいが発生した場合は、漏えい箇所、講じた措置等を記録し、3年間保存する。
 - エ 再発の可能性が認められる場合は、再発防止策を検討した上で、作業方法の見直し、施 設の改善等を実施する。

3 点検の実施

- (1) 点検箇所、点検方法及び回数は、別紙1のとおりとする。
- (2) 点検記録簿の様式は、別紙2のとおりとする。
- (3) 各施設の管理担当者は別紙1に従い点検を実施し、その結果を点検記録簿に記録するとともに、所属長の確認を受ける。
- (4) 点検の結果、床の亀裂等の異常が確認され、補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容を記録し、点検記録簿とともに保管する。
- (5) 点検記録簿は、記録後3年間保存する。

4 管理要領からの逸脱の確認

- (1) 所属長は、毎年6月1日(休日の場合は、翌営業日)に、管理要領からの逸脱の有無、及び、管理要領からの逸脱が原因で生じた有害物質の飛散・流出等の有無を確認する。
- (2) 管理要領からの逸脱が確認された場合、所属長は社員への教育等の改善措置を講じる。

5 管理要領の改訂

施設の新増設、廃止、作業方法の変更等により管理要領の見直しが必要となった場合は、速やかに管理要領を改訂する。